

【令和 4 年度】

不登校児童生徒等に対する多様な居場所における支援について

長野市教育委員会事務局学校教育課

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する基本指針

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律・基本指針（H29.3）より

- ・全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指す
- ・不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行う
- ・登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- ・教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進
- ・学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握

多様な居場所における支援

教室以外の校内別室

学校外の公的機関



民間施設・団体

(フリースクール等)

自宅

(ICT等を活用した学習活動)

学校以外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指す**ものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような**個別指導等の適切な支援を実施している**と評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考に、**校長が教育委員会と連携して判断すること**
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による**対面指導が適切に行われること**
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、**対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること**
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

民間施設等との連携について



- ・民間施設等との連携方法について、**校長から民間施設代表者へ連絡・相談・依頼**を行う
※児童生徒の状況把握についても、**校長が施設を訪問する等して打ち合わせ**を行った上で、学校職員がその後の連絡等の対応を行うようにする
- ※学校は、支援会議等により出欠の取扱いや評価方法について本人・保護者へ提案する
- ・出席扱いや評価については、市教育委員会と相談して校長が判断する

出席扱い及び評価に関するガイドライン作成にあたって

令和元年10月25日 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保 (一部抜粋)

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考として、判断を行う際に何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。



学校外の居場所における出席扱いの判断を行う際の目安として
「不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に関するガイドライン」を作成

学校以外の公的機関や民間施設等における出席扱いの要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、公的機関とするが(中略)民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設等における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

民間施設等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

P2「3 不登校児童生徒を支援する民間施設等の要件」を定め、校長が出席扱いの判断をする際の目安を示した。なお、市教育委員会作成の「学校以外の居場所 施設・団体一覧」に記載してある施設については、この要件を満たしていると判断してよい。

ICT等を活用した学習活動について

P6【参考】「(2) ICT等を活用した学習活動例」として記載

※学校が学習時間や学習内容を把握できるものが望ましい

※インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを活用して、提供されるもの

- ① 民間業者が提供するICT教材を活用した学習
 - すらら、スタディサプリ、スマイルゼミ等、ICT教材を活用した学習など
- ② パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
 - NHK for School等、動画視聴を活用した学習など
 - ミライシード、ランドセル等、学習支援ソフトを活用した学習など
- ③ 学校のプリントや通信教育を活用した学習
 - 担任が提供する学習プリントや副教材による学習など
 - 学研・Z会・チャレンジ等、民間の通信教育を活用した学習など
- ④ ICT機器を活用し、学校の授業を自宅に配信して行う学習
(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)
 - オンラインでの授業のライブ配信への参加や、授業動画を活用した学習など

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）R元.10.25 文部科学省

（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

（別記2）不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

（別添3）民間施設についてのガイドライン（試案）

をあわせて、長野市のガイドライン（案）を作成しました。

不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に関するガイドライン

令和5年〇月〇日

長野市教育委員会

1 はじめに

不登校児童生徒については、児童生徒が社会的に自立できるように様々な努力や支援が行われてきているが、依然としてその数は高水準で推移しており、指導上の喫緊の課題となっている。こうした中で、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（H28教育機会確保法）や基本方針が文部科学省より示された。

文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」と示されている。

これらの法令や通知を受け、長野市においても、不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に関するガイドラインを設けることとした。なお、本ガイドラインは、学校長が、当該児童生徒にとって民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを総合的に判断するための目安を示すものである。

2 基本方針

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。また、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる。

民間施設等の活動及び自宅におけるICT等を活用した学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入し、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝

えるようにすること。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することが求められるものではなく、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえたうえで、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

3 不登校児童生徒を支援する民間施設等の要件

(1) 運営や施設、設備等について

- ① 法人、個人を問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 事業運営の在り方が、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを目的としていること。
- ③ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額、年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- ④ 各施設にあっては、学習等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
- ⑤ 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ⑥ 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(2) 相談・指導について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かいものであること。
- ② 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ③ 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ④ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。
- ⑤ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

ること。

- ⑤ 指導内容・方法，相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており，かつ，現に児童生徒の性格や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
また，我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ⑥ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき，保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑦ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑧ 不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず，不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に，円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。

4 学校以外の公的機関や民間施設等における出席扱いの要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は，教育支援センター等の公的機関とするが，公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は，民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし，民間施設等における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては，校長が，設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

5 自宅において ICT 等を活用した学習における出席扱いの要件

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT 等を活用した学習活動とは，ICT（コンピュータやインターネット，遠隔教育システムなど）や，郵送，FAX などを活用した学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は，当該児童に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われること。
- (4) 学習活動は，当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお，学習活動を提供するのが民間事業者である場合には，「3 不登校児童生徒を支援する民間施設等の要件」を参考として，当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは，教材等の作成者ではなく，当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は，当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について，例えば，対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり，学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして，その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは，基本的に当該児童生徒が学校外

の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記（３）のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

【留意点】

- ①この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ②ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ③教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- ④出席扱いの日数の換算については、学校が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。

6 学校外の居場所における学習活動の成果を評価に反映することについて

- (1) 学校外の公的機関や民間施設等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- (2) 自宅においてICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

※評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

7 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。
- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

8 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。